

議案第 42 号

橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例について

橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 212 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後				改正前			
別表(第 2 条関係)				別表(第 2 条関係)			
区分	給水区域	給水人口	1 日最大給水量	区分	給水区域	給水人口	1 日最大給水量
略	橋本、橋本一丁目～二丁目、古佐田、古佐田一丁目～四丁目、妻、妻一丁目～三丁目、原田、東家、東家一丁目～六丁目、市脇、市脇一丁目～五丁目、小原田、みゆき台、さつき台一丁目～二丁目、岸上、出塔、柏原、野、神野々、御幸辻、胡麻生、北馬場、紀見、城山台一丁目～四丁目、三石台一丁目～四丁目、紀見ヶ丘一丁目～三丁目、柿の木坂、光陽台一丁目～二丁目、小峰台一丁目～二丁目、しらさぎ台、隅田町河瀬、隅田町下兵庫、隅田町上兵庫、隅田町中島、隅田町中下、隅田町芋生、隅田町垂井、隅田町真土、隅田町霜草、あやの台一丁目～三丁目、 <u>紀ノ光台</u> 、高野口町大野、高野口町向島、高野口町名古曾、高野口町伏原、高野口町応其及び高野口町小田の	略	略	略	橋本、橋本一丁目～二丁目、古佐田、古佐田一丁目～四丁目、妻、妻一丁目～三丁目、原田、東家、東家一丁目～六丁目、市脇、市脇一丁目～五丁目、小原田、みゆき台、さつき台一丁目～二丁目、岸上、出塔、柏原、野、神野々、御幸辻、胡麻生、北馬場、紀見、城山台一丁目～四丁目、三石台一丁目～四丁目、紀見ヶ丘一丁目～三丁目、柿の木坂、光陽台一丁目～二丁目、小峰台一丁目～二丁目、しらさぎ台、隅田町河瀬、隅田町下兵庫、隅田町上兵庫、隅田町中島、隅田町中下、隅田町芋生、隅田町垂井、隅田町真土、隅田町霜草、あやの台一丁目～三丁目、高野口町大野、高野口町向島、高野口町名古曾、高野口町伏原、高野口町応其及び高野口町小田の全地域。	略	略

	<p>全地域。</p> <p>菖蒲谷、山田、吉原、柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、細川、境原、杉尾、隅田町平野、隅田町山内、恋野、赤塚、上田、中道、須河、只野、学文路、南馬場、清水、賢堂、向副、横座、西畠、高野口町名倉、高野口町田原、高野口町九重、高野口町上中、高野口町下中及び高野口町嵯峨谷区域内の給水可能な地域。</p>		<p>菖蒲谷、山田、吉原、柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、細川、境原、杉尾、隅田町平野、隅田町山内、恋野、赤塚、上田、中道、須河、只野、学文路、南馬場、清水、賢堂、向副、横座、西畠、高野口町名倉、高野口町田原、高野口町九重、高野口町上中、高野口町下中及び高野口町嵯峨谷区域内の給水可能な地域。</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。